



# GLOBAL DATA ALLIANCE (グローバル・データ・アライアンス)

越境データマネジメント・リスク対応策の紹介  
デジタル信頼に向けたGDAからの提言

[2024.9.24 第3回 産業データサブワーキンググループ]

Global Data Alliance / BSA | The Software Alliance  
ディレクター、ポリシー担当 (日本)  
直江 智子

# 目次

- BSA | The Software Alliance  
（BSA | ザ・ソフトウェアアライアンス、BSA）について
- Global Data Alliance  
（グローバル・データ・アライアンス、GDA）について
- 越境データのリスク評価
- 越境データのリスクマネジメント

# BSA グローバル & APACリージョナル会員



2024年9月現在

# Global Data Alliance (グローバル・データ・アライアンス、GDA) について



- 2020年に設立された、業界横断型の企業連盟。
- データの責任について高い基準を掲げ、世界中に安全にデータを移転させることにより、イノベーションと雇用創出が実現できる企業で構成。
- デジタル保護主義が台頭する中、良識的かつ責任ある越境データ移転政策を世界中で支持する多様な分野からの声が必要。
- Global Data Alliance (グローバル・データ・アライアンス) はその声を届ける連盟として活動。

# GDA会員

GDA会員にはBSAグローバル会員企業が含まれます。



2024年9月現在

# GDAが掲げる越境データ政策に関する原則

## 原則 1

国境を越えるデータが途切れずに、信頼ある形で移転できることを支持するという、長年の前提を各国は維持すべきである。

## 原則 2

越境データ移転に影響を与えるルールは、適切な規制慣行に従い策定・維持されるべきである。

## 原則 3

越境データ移転に影響を与えるルールは、無差別でなければならない。

## 原則 4

越境データ移転に影響を与えるルールは、正当な目的達成のために必要でなくてはならず、必要以上の制限を課してはならない。

## 原則 5

各国は、責任あるデータ移転の実践を促進するために、国際的なベストプラクティスに沿った説明責任モデルの採用を支持すべきである。

## 原則 6

情報が途切れずに、信頼ある形で移転できることを可能とするために、各国が協力し、相互運用性のある、信頼に基づいた枠組みを構築すべきである。



# リスクベースアプローチの 越境データマネジメント

# データ越境への制限・障壁

- 企業はデータ越境に対する制限や過剰な規制に直面しているか？  
(例:強制的なガバメントアクセス、越境データの安全評価、データローカライゼーション要件、越境データ規制等)
- 直面している。状況によっては、これらの政策のもとで、以下の措置がとられる可能性がある。
  - データの国内保存を明示的に要求する。
  - 海外へのデータ送信に不当な条件を課したり、そのような移転を全面的に禁止する。
  - 国内データセンターの利用を義務付けたり、そのようなデータセンターが現地の業者によって運営されることを要件とする。
  - 国有または国内出資のサービスプロバイダーの利用を市場アクセスの条件とする。
  - プライバシーやセキュリティをその根本的な目的として掲げつつも、多くの場合、そのような措置は保護主義的な別の目的をも示唆するようなかたちで策定されている。例えば、そのような措置は以下である場合がある。
    - 政策目標を達成するために必要以上に貿易制限的な政策手段が選択されている。
    - 越境データ移転に対して不要・不当、および/または他の目的に偽装された制限により構成されている、もしくは、データ移転に関して必要以上の制限をかけている。
    - 国内のデータ移転よりも、越境データ移転を不利に扱っている。
- また、中国では、いわゆる「重要データ」に対して「越境データ安全評価要件」が課せられているが、本要件はある程度撤回されているようである。

# データ越境への制限・障壁

- 企業は、データ移転の文脈において、外国の規制当局から専有データや機密データへのアクセスを要求されることがあるか？
- ほとんどない。
  1. 民主主義国家では、民間分野が保有する個人情報への政府による強制的なアクセスを防ぐ強固な保護策が存在する。これらの保護策の多くは、2022年のOECDの「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」に反映されている。
  2. WTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)の下では、企業秘密の保護を侵害しないという国際的な義務がある。
  3. 中国の「重要データ」に関するデータの安全評価の要件(中国から国外へのデータ移転に関するもので、中国へのデータ移転に関するものではない)に関しては、中国サイバースペース管理局は、移転されるデータの性質、および使用されるネットワークやサービスプロバイダーに関する情報提出を要求していると報じられている。

# 留意点・リスクに対する打ち手（有効と想定される打ち手は何か）

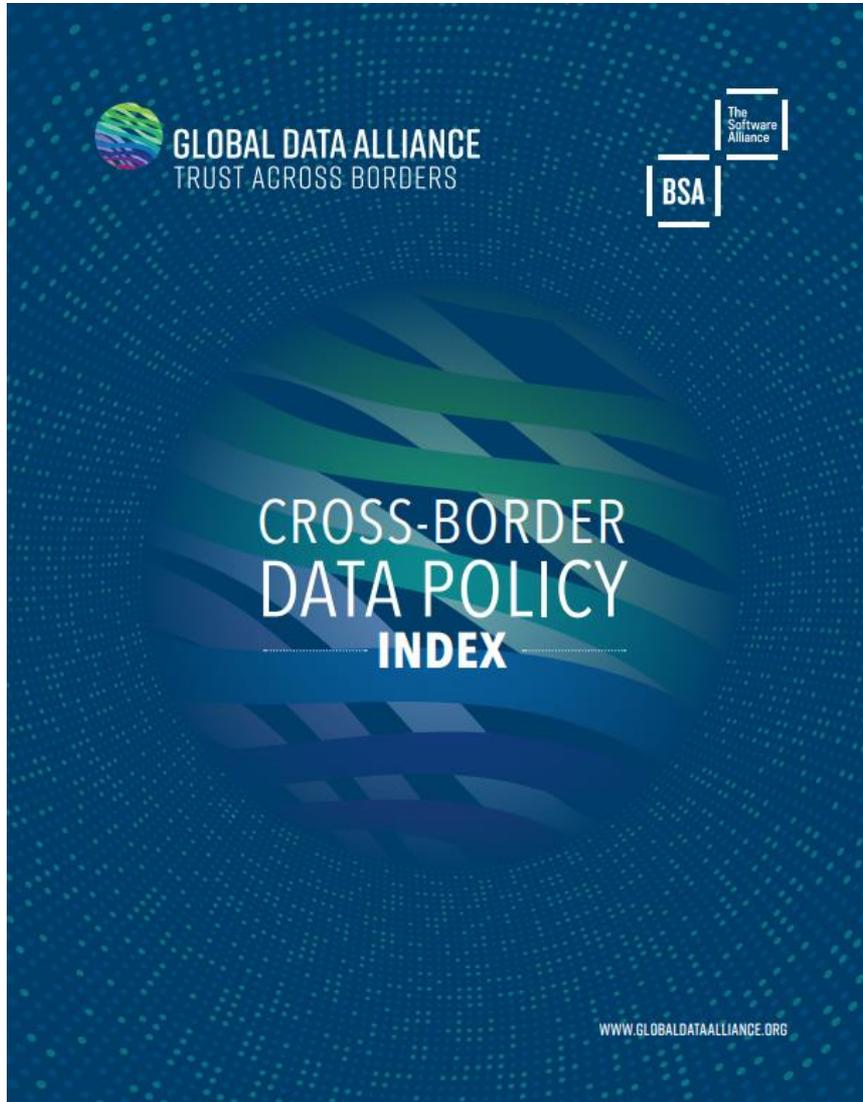
## 越境データのリスクマネジメント

- 留意点・リスクを踏まえ、どのような保護措置または対策が講じられているか？
  - 最も安全な方法で越境データ移転を行うには？
    - 企業は、移転されるデータのセキュリティと完全性を確保するために、多様な技術を活用。あらゆる状況で適用できる例としては、様々な種類の暗号化が挙げられる。個人データの文脈におけるより一般的な例としては、匿名化、仮名化、PET (Privacy Enhancing Technologies)の利用がある。
    - 企業はまた、さまざまな内部統制を活用して専有データの秘密を維持し、企業秘密の保護策をとっている。
    - 企業のデータ移転は、輸出管理の枠組みにおける企業の内部コンプライアンスプログラムの結果として制限されることもある。
    - 場合によっては、企業は、データ損失のリスクが高いと予想される国にある関連会社や取引先に対して、特定の機密データを移転しないという選択をすることもある。
  - 上記の措置を適用するタイミング、また、適用するか否かをどのように判断するか？
    - 企業は、さまざまな情報源に基づいて越境データに関するリスクを評価している。これには、データの受け取り先である国の越境データ規制の厳格さに関する情報も含まれる(GDAの「越境データ政策インデックス」を参照)。



# GDAの越境データ政策インデックス

# 越境データ政策インデックス



## 越境データ政策インデックス (Cross-Border Data Policy Index) [globaldataalliance.org](https://globaldataalliance.org)

- 2023年に発表
- 100の経済圏における越境データ政策を評価
- 4つのレベルに分類
  - レベル1: 比較的オープンなデジタル政策
  - レベル2: 制限的
  - レベル3: 非常に制限的
  - レベル4: 極めて制限的

# 越境データ政策インデックス

## 全世界の越境データ政策



# 越境データ政策インデックス

## 評価方法

ローカライゼーション要件または越境データ制限を含む国内法、規制、その他の措置を考慮。

例えば、以下：

- データの国内保存を明示的に要求。
- 海外へのデータ移転に不合理な条件を課す、又は禁止する。
- 国内のデータセンター又はその他の機器の使用を要求、又はそのようなデータセンターを現地の事業者が運営することを要求。
- データ移転に関税を課す。

# 代表的な経済圏

- 中国

- 越境データを制限する数十の異なる措置
- 経済全体および分野別(金融、医療、自動車等)
- 個人データおよび非個人データ

- EU

- 越境データを制限することを目的としたいくつもの法律又は法の提案
- 経済全体および分野別(医療等)
- 個人データ(施行)及び非個人データ(提案)

- 米国

- 越境データに制限を課す主要な法律はほとんどない(データブローカーによる個人データの販売、輸出管理、制裁、その他の国家安全保障措置に焦点を当てた法律を除く)。
- 大統領令に基づく、米国人の機微な個人データの大規模移転に対する制限の提案
- その他の分野(自動車、金融、医療)への制限の可能性



# DFFTの実現に向けたGDAからの提言

# デジタル信頼に関する課題と提言（1）

## 課題

- 経済圏がサイバーセキュリティ、データセキュリティ、プライバシーの名の下に越境データを制限することで、デジタル上の信頼が損なわれる。また、これらの制限は、このような目標の達成のために必要または妥当ではない(これらの目標を推進するために必要とされる以上の負担が大きい)。

## 提言

IAP（Institutional Arrangement for Partnership）参加者が、公に以下にコミットすることを推奨。

- データの国際的な移転に影響を与える可能性のある国内措置が、以下を確保すること。
  - 透明性があり説明責任を果たすように策定されること
  - 非差別的であること
  - 正当な目的を達成するために必要なものであること
  - 関連する国際基準と一致していること
  - 他国の法的枠組みと相互運用可能であること。

# デジタル信頼に関する課題と提言 (2)

## 課題

- 政府が民間分野が保有する個人情報(国境を越えて移転されたデータを含む)へのアクセスに関して、透明性、適正手続き、説明責任に関する一般に認められた規範を順守しない場合、デジタル上の信頼が損なわれる。

## 提言

- IAP参加者は：
  - 各国の法的枠組みを、OECDの「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」(7つの原則を含む)に照らし合わせるべきである。
  - 法的根拠、正当な目的、事前承認要件、データ処理、透明性、監督、救済



# GLOBAL DATA ALLIANCE

## TRUST ACROSS BORDERS

お問い合わせは下記へ：  
[gdainfo@bsa.org](mailto:gdainfo@bsa.org)

<https://globaldataalliance.org/>